

労務担当者・経営者必見！最新の労働法改正法と労務問題解決に向けて！

本年4月～
段階的に施行

来年4月に施行
《中小企業の猶予終了》

改正・育児介護休業法と 月60時間超の残業代引き上げについて

●育児介護休業法はどう変わったのか？

●月60時間超の残業代引き上げについての対応策は？

近年、少子高齢化と労働者減少に伴い、「育児と介護の両立」の労働問題に直面し、本年4月施行の「改正・育児介護休業法」では、育児や介護をしながら働けるよう雇用環境の整備を企業に求めています。また、来年4月には中小企業の猶予措置が終わり、月60時間超の時間外労働の割増賃金率が25%から50%以上に引き上げとなる改正が行われます。

本講座では、雇用改善に急務の「改正・育児介護休業法」の概要と、これから改正が予定されている「月60時間超の残業代引き上げ」に伴う対応策について解説いたします。



講師

〔特定社会保険労務士〕
社会保険労務士法人ソリューション

特定社員 **小野 純 氏**



1967年生まれ。研修会社の講師を経て、社労士資格を取得。2003年社会保険労務士小野事務所設立、2017年法人化。現在、顧問先の労務管理の業務と共に、各種商工団体や企業主催のセミナー講師として活躍中。【著書】「本当は怖い！労働基準監督署の調査（協議会）」「中小規模事業者のためのマイナンバー対応」「社会保険マニュアル Q&A」他

【講座内容】

◆改正・育児介護休業法の概要と対応

- ・有期雇用労働者への休業取得要件の緩和(4月～)
- ・産後パパ育児休暇の創設(10月～)

◆月60時間超の時間外労働割増賃金率の引き上げ

- ・60時間を超えた場合の対応
- ・代替休暇の活用
- ・必要となる実務、対策

日時 令和4年**11月7日(月)** 13:30～15:30

会場 ① 会場で受講 30名まで / 柏崎商工会議所 5階 大研修室 ※スクリーン聴講となります。
② Zoom で受講 50名まで

主催 柏崎商工会議所 中小企業相談所 共催 柏崎地区労働保険事務組合協議会

申込 下記申込書にご記入の上、10月31日(月)までに FAX・メールなどでお申し込みください。QR コードからもお申込みいただけます。

TEL:0257-22-3161 FAX:0257-22-3570



受講
無料

●新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じた上で開催します。●会場で受講される方はセミナー中もマスクの着用をお願いします。

※Zoom受講をご希望の方は、事前に当所より URL をお知らせいたしますので、必ずメールアドレスをご記入ください。

「11/7 労働法改正対応セミナー」受講申込書

Mail:kameo@kashiwazakicci.or.jp

事業所名		[TEL]	[FAX]
受講者名	▼参加する方法に○印をつけてください。②Zoom 受講の方は、かならずメールアドレスをご記入ください。		
	①会場() ②Zoom()mail:		
	①会場() ②Zoom()mail:		

*ご記入頂きました個人情報は、セミナー運営以外の目的で使用することはありません。3名からのお申込みは本紙をコピーしてお使いください。